

チェックリストにおける一体的な造成の判断例について

- 盛土規制法の許可対象規模への該当性については、建築確認の敷地単位ではなく、一体的に造成される土地の面積の合計により判断することになります。
- そのため、一体的な造成(分譲・敷地分割)を行う場合には、許可対象への該当性について、宇都宮市都市計画課にご相談ください。
- 一体的な造成の一般的な例は以下のとおりです。例示以外でも、一体的な造成に該当する可能性がある場合にはご相談ください。
- ※建築に当たって一体的な造成を行う場合であっても、既に盛土規制法許可や開発許可を受け、新たな盛土・切土行為がない場合には、相談不要です。

分譲地			500 ㎡超の土地を分割した土地※	
道路位置指定を受けた分譲地	建築基準法の道路に接している分譲地	敷地延長による分譲地	敷地延長により敷地分割	敷地が道路に接続して敷地分割
A 200㎡ 位置指定 360㎡ D 200㎡ B 200㎡ E 200㎡ C 200㎡ F 200㎡ 建築基準法の道路	A 200㎡ B 200㎡ C 200㎡ 建築基準法の道路	A 200㎡ C 200㎡ B 200㎡ D 200㎡ 建築基準法の道路	A 400㎡ B 400㎡ 建築基準法の道路	A 400㎡ B 400㎡ 建築基準法の道路

※ 直近３年間で分筆された土地又は任意で敷地分割した土地